

毎年9月1日から10月31日までは

『**秋サケ密漁防止月間**』です！

STOP!
密漁!

川や海でさけ・ますを違法に採捕すると法律や規則などで罰せられます！

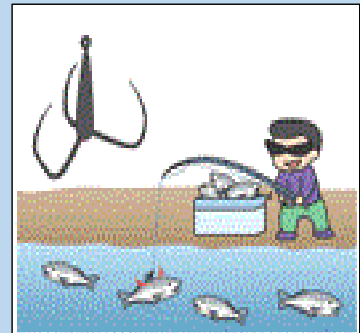
- 全道的に河川でのさけ・ます(やまべを除く)の採捕は「**周年禁止**」です。
- 十勝総合振興局管内の海岸におけるさけ・ます採捕は**十勝川・歴舟川・広尾川・楽古川の4河川の河口付近に禁止区域**があり、十勝川・歴舟川・広尾川においては「**6月1日から11月30日**」まで、楽古川においては「**8月20日から11月30日**」まで禁止です。

※ 4河川の河口付近の海岸に禁止区域を示す「標柱等」を設置しています。

秋サケ密漁事件の代表例

「引っ掛け釣り」

釣り糸に「引っ掛け針」(イカリ型の大型3本針等)を付けて、釣り竿を「しゃくる」ようにして、魚を引っ掛けて採捕する行為です。



＜引っ掛け釣り＞

「刺し網」

水中に浮子(うき)と沈子(ちんし)とで帯状に網を張り網目に魚を絡ませて採捕する行為です。

釣り人の皆様へ

- 毎年、釣り人同士のトラブル(場所取り等)が発生しています。同じ釣り人として、マナーや節度を守って秋サケ釣りを楽しみましょう。
- 漁港の防波堤や消波ブロックなどは、波にさらわれる恐れがあり、大変危険なため立入禁止となっていますので絶対立ち入らないようにしましょう。

お問い合わせ先 **十勝総合振興局 産業振興部 水産課 漁業管理係**
電話番号 **0155-26-9059**